

第 24 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項 …… 1

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 …… 3

【計算書類】

株主資本等変動計算書 …… 5

個別注記表 …… 6

上記の事項につきましては、法令及び定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.osaka-ti.co.jp/ir/index.html>) に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

株式会社 大阪チタニウムテクノロジーズ

【業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項】

当社は、内部統制システムの基本方針について、次のとおり決議しています。

(1) 内部統制システムについての基本的な考え方

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制については取締役会にて決議しています。その決議の内容は次のとおりです。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は取締役会を当社事業に精通した取締役と、経営全般に優れた見識あるいは法律家としての専門知識を備えかつ当社と利害関係のない社外取締役で構成することにより、経営効率の維持・向上と監督機能の強化を図る一方、社外監査役を含む監査機能の充実により、経営の透明性、健全性の維持・強化を図っています。

こうした会社としての機関設計のもと、当社事業活動を行っていく上での基本命題とも言うべき企業行動規範について取締役会にて決議し、本規範の遵守は役員及び使用人の責務であると定めています。

コンプライアンスの体制については、法令・社会的規範遵守経営の実現並びに当社事業を取り巻くリスクの予防策及び発生時の迅速かつ適切な意思決定と対応を行うことを目的として、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置しています。また、コンプライアンス上当社の信用に重大な影響を与えるおそれがある事項について、社員（取締役、監査役、執行役員を含む）から建設的な提言や具申等を受け入れるコンプライアンス相談・通報窓口を、社内及び社外に設置しています。

なお、取締役、監査役、執行役員その他使用人が企業活動を行う上で守るべき基本事項を簡潔に記載したコンプライアンス・マニュアルも制定しています。

このような体制のもと、当社としては、コンプライアンスの励行に日々努めています。

(3) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に関する情報は、取締役会議事録、稟議書等に記載・記録されるものですが、これらの情報については、稟議規程、権限基準規程、文書管理規程及び電子情報管理規程等、社内規程を整備することによって、情報の保存及び管理を適切に行っています。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、各部において事業活動に係るリスクを抽出・把握し、それらリスクを極小化する努力を常日頃から行うとともに、経営に重大な影響を及ぼす可能性のある全社的なリスクについては、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会にて対応状況等について確認しています。また万一リスクが発生した場合に備え、緊急時の対策に関する体制を整備しています。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入して、経営の意思決定・監督機能と、業務執行機能を分離し、取締役会による迅速・効率的な意思決定が行われる体制をとっています。

また、業務分掌規程、権限基準規程、その他社内規程により、妥当な意思決定ルールを制定し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっています。

なお、経営に係る重要事項については、必要なメンバーで必要の都度、経営会議等で審議した上で、取締役会において意思決定を行っています。

④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、上記(2)に記載のとおり、企業行動規範の制定、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の設置等により当該体制を整備しています。なお、コンプライアンス上の事項に関する相談・通報ができるコンプライアンス相談・通報制度を設けることで、不祥事等の未然防止を図っています。

また、監査役及び内部監査部門である監査部が、定期的に業務の執行状況の適法性及び妥当性を監視し、検証しています。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社に該当するものはなく、日本製鉄株式会社及び株式会社神戸製鋼所の持分法適用関連会社です。当社は、自ら経営責任を負い、独立した事業経営を行っています。

なお、当社には、子会社に相当する企業集団はありません。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査規程に基づき、会社は監査役の要請があった場合、両者協議の上、監査役の補助者を置くこととしています。

なお、補助者を置く場合は、その補助者の権限、所属する組織、監査役の指揮命令権、補助者の人事に関する監査役の同意権等、補助者の独立性の確保に必要な事項を検討し、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保することとしています。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会の他、経営に係る重要事項についての諸会議やコンプライアンス・リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、取締役、執行役員その他使用人より、その担当する業務の執行状況の報告を受けています。

取締役、執行役員その他使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、速やかに監査役に報告するものとしています。

また、コンプライアンス相談・通報制度による相談・通報があった場合は、速やかにその内容を監査役に報告するものとしています。

なお、就業規則により、上記の報告、相談・通報者に対する不利益取扱を禁止しています。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間において、定期的に、会社運営に関する意見交換を行う等、意思の疎通を図っています。

監査役は、監査部と密接な連携を保ちながら定期的に監査を実施していますが、当該取締役、執行役員及び当該部署は業務運営・管理の状況や課題について説明を行う等の対応を行っています。なお、監査結果の重要事項については取締役会に報告しています。

監査役が業務全般の実状を把握するための実地調査等を行う場合には、関係取締役、執行役員及び関係部署は実効ある監査に向けて迅速かつ的確に対応しています。

また、監査役又は監査役会が、監査の実施のために所要の費用を請求するときは、その費用が職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、その請求に応じることとしています。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 取締役の職務執行に関する取り組みの状況

当社は 2015 年 6 月の執行役員制度導入以降、独立社外取締役の増員を含めた取締役の員数適正化を進めるとともに、取締役会における決議事項・報告事項の見直しも適宜実施し、意思決定の充実・迅速化、監督機能の強化といった取締役会の機能強化を図っております。

取締役会の実効性に関しても、取締役会の運営・審議状況などの観点を中心に、社外役員を含む全取締役・全監査役を対象とするアンケートによる自己評価を実施し、取締役会における十分な審議に要する適切な手立てが講じられており、議論の活性化や情報提供においても改善が図られるなど、その実効性は概ね確保されていることを確認しています。

(2) 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

当社監査役会において、監査方針や監査計画等の協議・決定、経営の適法性・適正性等に関して意見交換や審議・検証を実施しました。監査にて特に注意を払った事項等については、必要に応じて会計監査人や監査部から報告を聴取し、協議を行っております。また、監査方針、監査計画に基づき取締役会や経営会議等の重要な社内会議に直接またはオンライン形式で出席するとともに、稟議書・契約書を閲覧して、取締役の職務の執行状況、法令遵守状況について経営の監視、助言、提言を行いました。

なお、監査役から監査役を補助すべき使用人を置く必要があるとの申し出により、補助人 1 名を配置しております。

(3) コンプライアンスに関する取り組みの状況

当社は、法令や社会規範の遵守等より成る企業行動規範を制定しており、そうした中、事業活動において関係する法令一覧表を作成し、法令改正動向を注視するとともに、法令遵守状況を確認しています。

また、企業行動の法令遵守及び社会諸規範への適合性、更には職場環境の改善を図ることを目的に、社内及び社外に「コンプライアンス相談・通報窓口」を設置し、運用しています。

更に、社長自らコンプライアンスの重要性について従業員に直接訴えけるとともに、社会人として遵守すべき事項や社内外のトピックスを判り易く解説したコンプライアンスニュースの随時発行、コン

プライアンス違反に関する一般事例集の配信、ポスターの掲示など全社的なコンプライアンス啓発活動や階層毎のコンプライアンス研修も継続実施しています。加えて、部コンプライアンス責任者、職場コンプライアンス推進者を任命、部毎にコンプライアンス教育計画を策定し、職場の実態に応じた啓発活動も推進し、当事業年度末に結果を総括して翌事業年度の教育計画に反映しています。また、当事業年度においては、今回で3回目となる全従業員を対象にしたコンプライアンス意識調査を実施し、前回実施時からの意識レベルの向上度・浸透度に加え、昨今の社会問題となっているハラスメント等に関する項目についても評価し、更なるコンプライアンス経営の実践に役立てています。

(4) リスク管理に関する取り組みの状況

当社は、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を定期的を開催し、経営に重大な影響を及ぼす可能性のある全社的リスクに焦点をあてて確認するとともに、各部における事業活動に係るリスクについても、それらを極小化する努力を継続して行っています。特に新型コロナウイルス感染症対応については、同委員会等を通じて様々な感染予防策の徹底と感染拡大防止を図っています。

また、環境防災委員会において、当社事業特性に応じたリスクアセスメント活動に継続して取り組んでいます。

更に、災害等発生時の事業継続を可能とするために「事業継続計画規程」を制定、地震・津波発生時の初動対応、災害対策本部の設置、部毎のアクションプラン等を策定し、有事に対応できるようにしており、当事業年度においてはこれらの規程やアクションプラン等の見直しに加え、見直し後の内容についてチェックリストを用いて全従業員に周知徹底しました。

サイバー攻撃対応としては、不正アクセス状況を常時監視するとともに、外部からの不審メールについてはシステム担当者が内容を調査・対応し、また、パソコンのウイルスを検知・削除する仕組みを整え運用しています。

【株主資本等変動計算書】

2020年4月 1日から
2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本					自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		繰越利益 剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
2020年3月31日残高	8,739	8,943	38	17,069	△ 10	34,780	
会計方針の変更による累積的影響額				101		101	
当事業年度期首残高	8,739	8,943	38	17,171	△ 10	34,882	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当(注)				△ 183		△ 183	
当期純損失				△ 5,083		△ 5,083	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△ 5,267		△ 5,267	
当事業年度期末残高	8,739	8,943	38	11,903	△ 10	29,614	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年3月31日残高	39	39	34,820
会計方針の変更による累積的影響額			101
当事業年度期首残高	39	39	34,921
事業年度中の変動額			
剰余金の配当(注)			△ 183
当期純損失			△ 5,083
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	54	54	54
事業年度中の変動額合計	54	54	△ 5,213
当事業年度期末残高	93	93	29,708

注 2020年5月28日開催の取締役会において決議した剰余金の配当△183百万円であります。

【個別注記表】

重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ取引

時価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備を含む)・・・3～50年

機械及び装置・・・5～14年

無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

なお、自社利用目的のソフトウェアの見込利用可能期間は5年であります。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用・・・定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給予定額のうち当事業年度負担額を見積計上しております。

事業撤退損失引当金・・・事業撤退に関する将来の支出に備えるため、当事業年度末における見積額に基づき計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は発生時の翌事業年度から、また、過去勤務費用は発生事業年度から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。また、一体処理(振当処理、特例処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理(振当処理、特例処理)によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約、金利スワップ、金利通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建取引、支払利息、外貨建借入金

ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクをヘッジするために為替予約取引を実施しております。

実施にあたっては実需に基づく取引に限定し売買差益の獲得等を目的とする投機的取引は行わない方針であります。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

借入金の支払利息にかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を半期毎に比較し有効性の評価をしております。ただし、振当処理によっている為替予約及び一体処理(振当処理、特例処理)によっている金利通貨スワップについては有効性の評価を省略しております。

(5) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

会計方針の変更に関する注記

(製品梱包費用の会計処理方法の変更)

当事業年度より、経営環境の変化に対応してより精緻な原価計算を行うために、原価管理部門の見直しを実施するとともに、製造原価の区分を見直しております。これに伴い、売上高と発生費用の対応関係を見直すことで、経営成績をより適切に表示するべく、従来販売費及び一般管理費として計上していた製品梱包費用の一部を、売上原価として処理する方法に変更しております。

当該会計方針の変更の影響は当事業年度の期首の純資産額に反映されております。

この結果、株主資本変動計算書の利益剰余金、その他利益剰余金、繰越利益剰余金が101百万円増加しております。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社の有形固定資産の減価償却方法については、定率法

(ただし1998年4月1日以降に取得した建物およびチタン製造設備(機械及び装置)については定額法)を採用しておりましたが、当事業年度より全ての有形固定資産の減価償却方法を定額法へ変更しております。

この変更は、当事業年度より本社尼崎工場内での高機能材料事業の球状チタン合金粉末(合金TILOP)の新工場が稼働するに伴い、有形固定資産(1998年4月1日以降に取得した建物およびチタン製造設備

(機械及び装置)を除く)の減価償却方法の見直しを行った結果、今後設備が長期にわたって安定的に稼働することが見込まれることから、その減価償却方法として定額法を採用することが、事業の実態をより適切に反映する合理的な方法であると判断したことによるものです。

この変更により従来の方によった場合に比べ、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が25百万円減少しております。

表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	
建物	9,560百万円
構築物	221百万円
機械及び装置	8,629百万円
車両運搬具	26百万円
工具、器具及び備品	183百万円
土地	14,823百万円
建設仮勘定	651百万円
無形固定資産	
ソフトウェア	497百万円
その他	35百万円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 見積りに用いた重要な仮定

当該会計上の見積りに用いた仮定のうち重要と判断したものは、減損損失の認識の要否の検討のための将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる将来の事業計画、及び当該事業計画の策定に用いた売上の変動見込み・原料価格の変動見込み等であります。

また、前事業年度より継続している新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の抑制に伴う、航空機需要の減少・サプライチェーンでの生産活動の減速等により当社チタン事業においては、当面スポンジチタンの需要減少による影響を避けられない見通しであり、当社は入手可能な情報をふまえて、翌事業年度以降2事業年度にわたり影響が継続すると想定して会計上の見積りを行っております。

② 固定資産の減損の検討過程

上記①に記載のとおり新型コロナウイルス感染症の蔓延によるスポンジチタンの需要減少の影響を避けられない見通しであり、当事業年度の営業損失は3,425百万円(チタン事業の営業損失3,923百万円)となりました。

このような状況から、当社チタン事業で使用する固定資産を含めた全社の固定資産に減損の兆候を認識し、上記①の重要な仮定を含めた種々の仮定を用い減損損失の認識の要否を検討いたしました。検討の結果、当社チタン事業で使用する固定資産の残存使用年数内の期間で当該固定資産から獲得が見込まれる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を上回ったことから減損損失の認識は不要と判断いたしました。

③ 当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度に与える影響

当該会計上の見積り及び見積りに用いた仮定については、当事業年度末現在において入手可能な情報に基づいており、上記①の見直しが必要となった場合には固定資産の減損が発生する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産

821百万円

- (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 見積りに用いた重要な仮定

当該会計上の見積りに用いた仮定のうち重要と判断したものは、繰延税金資産の回収可能性の検討のための将来の課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画及び、当該事業計画の策定に用いた売上の変動見込み・原料価格の変動見込み等であります。

また、前事業年度より継続している新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の抑制に伴う、航空機需要の減少・サプライチェーンでの生産活動の減速等により当社チタン事業においては、当面スポンジチタンの需要減少による影響を避けられない見通しであり、当社は入手可能な情報をふまえて、翌事業年度以降2事業年度にわたり影響が継続すると想定して会計上の見積りを行っております。

② 繰延税金資産の回収可能性の検討過程

上記①に記載の重要な仮定を含む種々の仮定と「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、繰延税金資産の一部について回収可能性がないと判断されたため、当事業年度において繰延税金資産を2,108百万円取崩しております。

なお、当事業年度末の繰延税金資産及び税務上の繰越欠損金の状況につきましては、「個別注記表税効果会計に関する注記」に記載のとおりであります。

③ 当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度に与える影響

当該会計上の見積り及び見積りに用いた仮定については、当事業年度末現在において入手可能な情報に基づいており、上記①の見直しが必要となった場合には繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

- (退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数の変更)

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数として15年で費用処理をしておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当事業年度より費用処理年数を13年に変更しております。

この変更により従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が69百万円増加しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 71,991百万円 |
| (2) 偶発債務
従業員の住宅資金借入債務に係る連帯保証債務 | 88百万円 |
| (3) 売上債権の流動化
売上債権譲渡残高 | 1,926百万円 |
| (4) 債務引受契約
未払金 | 1,058百万円 (注) |
| (注) 未払金残高のうち債務引受契約により支払期日を延長している未払金残高であります。 | |
| (5) コミットメントライン契約
新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、機動的かつ安定的な資金調達手段の確保を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。 | |
| 未行使残高 | 5,100百万円 |

(6) 財務制限条項に関する注記

当社は、資金の調達を行うため、財務制限条項付融資契約(シンジケートローン)を締結しております。また、(5)記載のコミットメントライン契約についても下記の財務制限条項が付されており、借入人は当該条項を遵守することを確約する旨が定められております。

㈱三井住友銀行を幹事とする2017年11月28日付シンジケートローン契約

(財務制限条項)

- (1) 各事業年度の末日の報告書等における貸借対照表に記載される純資産の部の金額を259億円以上、又は直近の事業年度の末日の報告書等における貸借対照表に記載される純資産の部の金額の75%以上の金額のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- (2) 各事業年度の末日の報告書等におけるキャッシュ・フロー計算書に記載される営業活動によるキャッシュ・フローの金額を2期連続して赤字としないこと。

㈱三井住友銀行を幹事とする2021年3月26日付シンジケートローン契約

(財務制限条項)

- (1) 各事業年度の末日の報告書等における貸借対照表に記載される純資産の部の金額を、2021年3月期末日の報告書等における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日の報告書等における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- (2) 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日の報告書等における単体のキャッシュ・フロー計算書に記載される営業活動によるキャッシュ・フローを、2期連続して赤字としないこと。
- (3) 2022年3月期末日の報告書等におけるセグメント情報に記載されるチタン事業のセグメント利益の金額を、2021年3月期末日の報告書等におけるセグメント情報に記載されるチタン事業のセグメント利益の金額以上とすること。
- (4) 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日の報告書等における単体の損益計算書に記載される営業損益を、損失としないこと。

㈱三井住友銀行を幹事とする2021年3月26日付コミットメントライン契約

(財務制限条項)

- (1) 各事業年度の末日の報告書等における貸借対照表に記載される純資産の部の金額を、2021年3月期末日の報告書等における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日の報告書等における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- (2) 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日の報告書等における単体のキャッシュ・フロー計算書に記載される営業活動によるキャッシュ・フローを、2期連続して赤字としないこと。
- (3) 2022年3月期末日の報告書等におけるセグメント情報に記載されるチタン事業のセグメント利益の金額を、2021年3月期末日の報告書等におけるセグメント情報に記載されるチタン事業のセグメント利益の金額以上とすること。
- (4) 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日の報告書等における単体の損益計算書に記載される営業損益を、損失としないこと。

損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引
関係会社への売上高 397百万円
- (2) 売上原価に含まれるたな卸資産に関する収益性低下に伴う評価減 771百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	36,800,000株	-	-	36,800,000株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	1,336株	-	-	1,336株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	183	5.00	2020年3月31日	2020年6月11日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	71百万円
事業税	4百万円
たな卸資産評価損	344百万円
退職給付引当金	603百万円
事業撤退損失引当金	21百万円
減価償却費	230百万円
資産除去債務	448百万円
減損損失	1,081百万円
繰越欠損金	3,163百万円
その他	113百万円
繰延税金資産小計	6,080百万円
評価性引当額	△4,787百万円
繰延税金資産の合計	1,292百万円
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	149百万円
前払年金費用	280百万円
その他有価証券評価差額金	41百万円
繰延税金負債の合計	471百万円
繰延税金資産の純額	821百万円

金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。なお、デリバティブ取引は外貨建売掛金の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、長期借入金の支払利息の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨建の借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利通貨スワップ取引を必要に応じて実施する方針であり、内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととし投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

項目	貸借対照表計上額 (※)	時価(※)	差額
① 現金及び預金	6,523	6,523	—
② 売掛金	7,377	7,377	—
③ 未収入金	1,172	1,172	—
④ 投資有価証券及び関係会社株式			
その他有価証券	164	164	—
関係会社株式	46	46	—
⑤ 買掛金	(2,190)	(2,190)	—
⑥ 短期借入金	(1,500)	(1,500)	—
⑦ 未払金	(1,171)	(1,171)	—
⑧ 設備関係未払金	(496)	(496)	—
⑨ 長期借入金	(38,500)	(38,290)	△ 209

※ 負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- ① 現金及び預金
時価は、帳簿価額と近似していることから帳簿価額としております。
- ② 売掛金、③未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ④ 投資有価証券及び関係会社株式
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- ⑤ 買掛金、⑥短期借入金、⑦未払金、⑧設備関係未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ⑨ 長期借入金
時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 兼任等	事業上の 関係				
法人 主要 株主	日本製鉄㈱	東京都千代田区	419,524	鉄鋼等の製造及び販売	(被所有)直接 19.4	兼任1名	当社の金属チタン等の販売	金属チタン等の販売	569	売掛金	306

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 金属チタン等の販売については、価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
2. 消費税等については、取引金額には含まれていませんが期末残高には含まれております。

1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 807円32銭
- (2) 1株当たり当期純損失 △138円15銭

以上